

市 民



市 民

1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進する。

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

(2) 国際感覚を身につけた人材育成

青少年の国際感覚の醸成を目的とした中高生の海外派遣事業を平成2年7月以来継続的に行っている。(平成19年度からは中学生のみ)

徳州市との交流の経過

| 年 月 | 交 流 内 容 |
|-----------|---|
| 昭和61年7月 | 『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施 |
| 昭和61年10月 | 徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察 |
| 平成元年10月 | 徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催 |
| 平成3年4月 | 新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議 |
| 平成3年7月 | 徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演 |
| 平成3年10月 | 徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学 |
| 平成4年5月 | 第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。 |
| 平成4年7月～8月 | 徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結 |
| 平成4年7月～8月 | 徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。 |
| 平成5年6月 | 徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議 |

| 年 月 | 交 流 内 容 |
|-----------|---|
| 平成5年7月～8月 | 小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。 |
| 平成6年5月 | 新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議 |
| 平成6年8月～9月 | 徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修 |
| 平成7年7月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議 |
| 平成7年8月 | 徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修 |
| 平成8年9月 | 第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。 |
| 平成9年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。 |
| 平成10年9月 | 第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成11年10月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察 |
| 平成12年6月 | 第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。 |
| 平成13年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。 |
| 平成14年9月 | 第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。 |
| 平成15年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。 |
| 平成16年9月 | 第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成17年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。 |
| 平成18年5月 | 第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成19年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。 |
| 平成20年9月 | 第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成21年9月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。 |
| 平成23年11月 | 第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。 |

2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、ひいては地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協働オフィス事業を平成18年度に開始するとともに、協働事業市民提案制度の創設等、協働環境の整備に取り組んでいる。

第五次新居浜市長期総合計画の「まちづくりの理念」に掲げているように「市民、団体、事業者と行政が一体となったまちづくり」を推進するため、諸施策の展開を図るものである。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

平成30年4月1日現在、100組(76団体・24個人)と合意書を取り交わし、参加人数は4,730人、施設別内訳は道路63件、公園・緑地62件、河川・水路11件、海岸3件、文化財1件である。

(2) 新居浜市まちづくり協働オフィス事業

公益的な市民活動支援を通じた市民セクターの意識啓発・能力開発と団体間の事業連携を目的として、平成18年7月、新居浜市まちづくり協働オフィス事業を企画提案方式による民間委託で開始した。

平成27年度からは、市民活動団体が連携する「運営協議会方式」での自主運営を目指す運営形態とし、その実現に向けた移行期間として、2年間、市直営で運営し、基盤づくりを進め、平成29年4月から運営協議会方式での運営を開始した。

〈事業内容〉

- (ア) 市民活動に関する情報の収集、提供及び発信
- (イ) 市民活動に関する調査及び研究
- (ウ) 市民活動に関する研修の実施その他の学習機会の提供
- (エ) 市民活動に関する交流及び連携の推進
- (オ) 市民活動に関する相談窓口の開設
- (カ) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の貸出し
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(3) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、防災・防犯・交通安全などの安全安心機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、地域コミュニティの再生に向け、平成26年度より新たな交付金制度の創設や、防犯灯電気料金の全額市負担により、自治会の財政負担軽減を図るとともに防犯灯のLED化を進め、安全安心のまちづくりを推進している。今後も連合自治会への交付金などの財政支援を充実するとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働まちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの活性化に努める。

ア 結成状況

(各年1月1日現在)

| 区分 | 年 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|---------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 校区連合自治会数 | | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 単 位 自 治 会 | | 310 | 309 | 311 | 310 | 307 |
| 加 入 世 帯 総 数 | | 37,540 | 37,204 | 36,739 | 36,161 | 35,591 |
| 総 世 帯 数 | | 55,904 | 55,885 | 55,847 | 56,075 | 56,298 |
| 自治会世帯加入率(%) | | 67.2 | 66.6 | 65.8 | 64.5 | 63.2 |
| 認 可 地 縁 団 体 数 | | 50 | 52 | 55 | 56 | 56 |

イ 各種補助

(単位：千円)

| 区分 | 補助率 | 補助限度額 (30.4.1現在) | 補助金助成件数及び助成額 | | | | | | |
|-------|-----------------------|---------------------|--------------|-----|--------|-----|--------|----|--------|
| | | | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | |
| | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 集会所施設 | 新築 | 工事精算額の5分の3以内 | 15,000 | 1 | 15,000 | 1 | 15,000 | 1 | 15,000 |
| | 増及び修繕 | 工事精算額の2分の1以内 | 600 | 36 | 10,186 | 50 | 11,830 | 47 | 11,742 |
| 放送設備等 | 新設 | 工事精算額の2分の1以内 | 250 | — | — | 3 | 98 | — | — |
| | 増及び修繕 | | 130 | 23 | 1,995 | 25 | 1,932 | 21 | 1,569 |
| | アンペア 新及び増設 及び修繕 | 工事精算額の2分の1以内 | 200 | 11 | 1,556 | 11 | 1,043 | 16 | 1,889 |
| | | | 100 | | | | | | |
| 防犯灯 | 新設 (LEDのみ対象) | 工事精算額の2分の1以内 | 15 | 164 | 2,269 | 111 | 1,563 | 74 | 1,047 |
| | 支柱の更新・修繕 | | 25 | 8 | 163 | 18 | 386 | 5 | 97 |

ウ 地域コミュニティ再生事業交付金

(平成29年度)

| 区分 | 交付金 | 摘要 |
|---------------|--------------|---|
| 防犯灯維持管理事業 | 12,591,115 円 | 防犯灯電気料金 既存分 11,957,415 円 新設分 633,700 円 |
| 新居浜市連合自治会活動事業 | 388,000 円 | 研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業 |
| 新居浜市広報活動等事業 | 28,764,569 円 | 単位自治会 @ 650×35,314世帯 |
| | | 校区連合自治会 @ 125×35,314世帯 |
| | | 市連合自治会 1,396,219円 |
| ごみ減量化等啓発事業 | 446,710 円 | @ 10×44,671 (校区連合自治会単位で端数処理) |
| コミュニティ活性化事業 | 18,496,262 円 | 意欲のある地域で取り組むソフト事業 校区で取り組む花いっぱい運動 |
| 計 | 60,686,656 円 | |

エ 自治会館新築

平成29年度実績 田の上自治会館(26,460千円)

(自治総合センター「コミュニティセンター助成事業」)

(4) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している10人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成10年度から事業を開始した。

平成14年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

平成29年度開催件数は415件、参加人員は約21,000人となっている。

(5) 全国「にいほま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催している。また、平成25年度からは愛媛でも交流会を行っている。平成30年4月1日現在の会員数は、東日本217人、西日本324人で、合計541人となっている。

3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。消費者団体を主軸とした関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

平成29年度モニター15人で実施

(2) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者のつどい

健全な消費生活の推進と高揚を図るため、学識者を招き消費者のつどいを隔年開催している。

イ みんなの消費生活展

自主性を持った賢い消費者を育てるため、日常の消費生活を教材としたパネル、実物模型などを展示した生活展を隔年開催している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者情報の提供

市のホームページやCATV広報番組を通して、市民への情報を提供しているほか、市政だより「消費生活センター通信」を隔月掲載している。また、高齢者の陥りやすい悪質商法の手口、対策方法を講演し、一人一人が解決できる力をつけてもらえるように、出前講座を実施している。

オ 消費者団体の組織育成

消費者団体への援助及び新居浜市消費生活改善推進協議会の組織強化を図る。

カ 自立する消費者学習講座

よりよい消費生活推進のため、消費者自らが内容を選択し、学習講座を開催している。

キ 物価調査

物価の安定と需要供給の円滑化を図るとともに物価に対する意識啓発を図るため、新居浜市消費生活モニターが、市内のスーパーなどで生活必需品8品目の価格を調査している。

ク 消費生活相談

商品やサービスなどに関する消費者からの苦情や問い合わせに対応するため、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置し、消費者被害の予防と早期解決に努めている。また、平成21年度から弁護士又は司法書士による消費生活法律相談を月1回実施している。

相談件数

| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 件数 | 888 | 1,021 | 759 | 819 | 869 |

(3) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に対して立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量月間を中心に計量クイズ及び一日計量巡視などの諸事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用する資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

| 区分 | 年度 | |
|--------|--------------|-------------|
| | 昭和48年度～平成7年度 | |
| | 件数 | 金額 |
| 新築資金 | 215 | 1,197,800千円 |
| 宅地取得資金 | 123 | 508,300 |
| 改修資金 | 308 | 606,240 |
| 合計 | 646 | 2,312,340 |

イ 貸付金回収状況（出納閉鎖後）

(30.5.31 現在・単位：千円)

| 年度 | 調定額 | | | 収入額 | | | 未収入額 | | |
|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | 元金 | 利子 | 計 | 元金 | 利子 | 計 | 元金 | 利子 | 計 |
| 48～63 | 850,760 | 287,543 | 1,138,303 | 685,184 | 230,922 | 916,106 | 165,576 | 56,621 | 222,197 |
| 元 | 133,628 | 38,519 | 172,147 | 82,580 | 23,751 | 106,331 | 51,048 | 14,768 | 65,816 |
| 2 | 149,568 | 40,743 | 190,311 | 86,097 | 22,959 | 109,056 | 63,471 | 17,784 | 81,255 |
| 3 | 155,381 | 43,420 | 198,801 | 85,050 | 24,304 | 109,354 | 70,331 | 19,116 | 89,447 |
| 4 | 159,356 | 43,932 | 203,288 | 80,310 | 23,251 | 103,561 | 79,046 | 20,681 | 99,727 |
| 5 | 173,648 | 44,922 | 218,570 | 86,258 | 23,124 | 109,382 | 87,390 | 21,798 | 109,188 |
| 6 | 180,046 | 45,296 | 225,342 | 86,213 | 22,239 | 108,452 | 93,833 | 23,057 | 116,890 |
| 7 | 187,197 | 45,341 | 232,538 | 85,226 | 20,595 | 105,821 | 101,971 | 24,746 | 126,717 |
| 8 | 185,556 | 45,251 | 230,807 | 76,630 | 19,722 | 96,352 | 108,926 | 25,529 | 134,455 |
| 9 | 189,320 | 44,259 | 233,579 | 82,199 | 19,353 | 101,552 | 107,121 | 24,906 | 132,027 |
| 10 | 180,958 | 41,929 | 222,887 | 71,506 | 15,817 | 87,323 | 109,452 | 26,112 | 135,564 |
| 11 | 192,660 | 41,306 | 233,966 | 80,085 | 14,626 | 94,711 | 112,575 | 26,680 | 139,255 |
| 12 | 197,028 | 40,212 | 237,240 | 80,139 | 12,436 | 92,575 | 116,889 | 27,776 | 144,665 |
| 13 | 219,847 | 39,024 | 258,871 | 101,067 | 10,612 | 111,679 | 118,780 | 28,412 | 147,192 |
| 14 | 195,221 | 37,759 | 232,980 | 71,628 | 8,562 | 80,190 | 123,593 | 29,197 | 152,790 |
| 15 | 182,439 | 37,093 | 219,532 | 52,350 | 6,452 | 58,802 | 130,089 | 30,641 | 160,730 |
| 16 | 186,336 | 37,373 | 223,709 | 48,708 | 5,297 | 54,005 | 137,628 | 32,076 | 169,704 |
| 17 | 190,008 | 37,204 | 227,212 | 46,095 | 4,256 | 50,351 | 143,913 | 32,948 | 176,861 |
| 18 | 178,378 | 37,272 | 215,650 | 26,978 | 3,283 | 30,261 | 151,400 | 33,989 | 185,389 |
| 19 | 178,573 | 37,597 | 216,170 | 20,979 | 2,642 | 23,621 | 157,594 | 34,955 | 192,549 |
| 20 | 181,954 | 37,919 | 219,873 | 22,319 | 2,450 | 24,769 | 159,635 | 35,469 | 195,104 |
| 21 | 183,115 | 37,835 | 220,950 | 19,534 | 1,898 | 21,432 | 163,581 | 35,937 | 199,518 |
| 22 | 179,953 | 37,792 | 217,745 | 16,533 | 1,772 | 18,305 | 163,420 | 36,020 | 199,440 |
| 23 | 179,337 | 37,452 | 216,789 | 22,739 | 3,322 | 26,061 | 156,598 | 34,130 | 190,728 |
| 24 | 165,863 | 35,207 | 201,070 | 9,066 | 1,507 | 10,573 | 156,797 | 33,700 | 190,497 |
| 25 | 166,998 | 34,461 | 201,459 | 11,997 | 2,038 | 14,035 | 155,001 | 32,423 | 187,424 |
| 26 | 162,538 | 32,932 | 195,470 | 8,441 | 1,425 | 9,866 | 154,097 | 31,507 | 185,604 |
| 27 | 159,251 | 31,832 | 191,083 | 11,514 | 2,888 | 14,402 | 147,737 | 28,944 | 176,681 |
| 28 | 150,819 | 29,139 | 179,958 | 6,016 | 1,404 | 7,420 | 144,803 | 27,735 | 172,538 |
| 29 | 144,535 | 27,633 | 172,168 | 6,375 | 1,684 | 8,059 | 138,160 | 25,949 | 164,109 |

(2) 瀬戸会館

所在地 瀬戸町7番30号

☎ 41-5859

沿革

昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築、平成25年2月に女子トイレ増築。

敷地面積 2,257.56㎡
 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 建物面積 634.42㎡
 利用状況 16,847人（平成29年度）

5 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種登録の状況

(30.3.31 現在)

| 区分 | | 年度 | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------------|-------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 戸 籍 | 本 籍 | 数 (件) | | 58,702 | 58,451 | 58,138 | 57,847 | 57,515 |
| | | 人 口 (人) | | 139,321 | 138,332 | 137,255 | 136,152 | 135,085 |
| 住 民 基 本 台 帳 | 日 本 人 | 世 帯 数 (世帯) | | 56,432 | 56,411 | 56,475 | 56,542 | 56,558 |
| | | 人 口 (人) | 男 | 58,814 | 58,386 | 57,957 | 57,663 | 57,213 |
| | | | 女 | 64,092 | 63,472 | 63,092 | 62,619 | 62,098 |
| | 計 | | 122,906 | 121,858 | 121,049 | 120,282 | 119,311 | |
| | 外 国 人 | 世 帯 数 (世帯) | | 623 | 736 | 762 | 797 | 903 |
| | | 人 口 (人) | 男 | 381 | 415 | 411 | 419 | 475 |
| 女 | | | 409 | 478 | 506 | 510 | 565 | |
| 計 | | 790 | 893 | 917 | 929 | 1,040 | | |
| 印 鑑 登 録 (件) | | | | 80,109 | 79,642 | 79,260 | 78,941 | 78,599 |

注：外国人住民の世帯数には日本人と外国人で構成される複数国籍世帯(25年度177、26年度173、27年度175、28年度182、29年度190)を含む。

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 転 入 | 1,764 | 1,946 | 1,966 | 1,873 | 1,968 |
| うち海外転入 | 55 | 116 | 118 | 106 | 108 |
| 転 出 | 1,469 | 1,606 | 1,600 | 1,460 | 1,557 |
| うち海外転出 | 114 | 132 | 117 | 119 | 144 |
| 転 居 | 3,248 | 3,115 | 3,111 | 2,908 | 2,861 |
| 世帯変更 | 1,330 | 1,330 | 1,353 | 1,391 | 1,319 |
| 計 | 7,811 | 7,997 | 8,030 | 7,632 | 7,705 |

イ 戸籍関係

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出 生 | 1,463 | 1,410 | 1,369 | 1,389 | 1,296 |
| 死 亡 | 1,879 | 1,867 | 1,847 | 1,975 | 1,953 |
| 婚 姻 | 1,419 | 1,265 | 1,298 | 1,260 | 1,231 |
| 離 婚 | 362 | 370 | 298 | 331 | 316 |
| 養子縁組 | 118 | 110 | 125 | 112 | 101 |
| 養子離縁 | 34 | 51 | 36 | 29 | 55 |
| 認 知 | 25 | 21 | 13 | 34 | 26 |
| 転 籍 | 462 | 517 | 523 | 469 | 524 |
| 入 籍 | 324 | 301 | 296 | 289 | 287 |
| 分 籍 | 21 | 16 | 22 | 26 | 16 |
| 訂正・更正 | 84 | 96 | 88 | 121 | 126 |
| そ の 他 | 226 | 272 | 181 | 240 | 253 |
| 計 | 6,417 | 6,296 | 6,096 | 6,275 | 6,184 |

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

| 年度 区分 | 27 | | 28 | | 29 | |
|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|
| | 取扱件数 | 手数料 | 取扱件数 | 手数料 | 取扱件数 | 手数料 |
| 戸籍関係 | 33,693 | 19,101,100 | 33,008 | 18,744,950 | 32,604 | 18,545,400 |
| 住民票関係 | 59,154 | 17,746,200 | 59,695 | 17,908,500 | 58,754 | 17,626,200 |
| 印鑑証明書 | 33,804 | 10,141,200 | 32,560 | 9,768,000 | 31,175 | 9,352,500 |
| 印鑑登録 | 3,464 | 1,039,200 | 3,480 | 1,044,000 | 3,400 | 1,020,000 |
| 諸証明書関係 | 1,567 | 667,100 | 1,571 | 471,300 | 1,493 | 447,900 |
| 自動車臨時運行許可 | 302 | 226,500 | 262 | 196,500 | 292 | 219,000 |
| 住民基本台帳カード | 198 | 99,000 | — | — | — | — |
| 公的個人認証サービス | 102 | 51,000 | — | — | — | — |
| 船員法関係 | 26 | 58,930 | 27 | 58,500 | 22 | 49,400 |
| 個人番号カード関係 | 300 | 150,000 | 971 | 487,300 | 1,372 | 697,700 |
| 計 | 132,610 | 49,280,230 | 131,574 | 48,679,050 | 129,112 | 47,958,100 |

(4) 手数料

| 種類 | | 単位 | 手数料 | 根拠法令等 | 改定年月日 | |
|-------------------|------------|----|-------|---|--------------|-----------|
| 戸籍 | 謄・抄本 | 戸籍 | 1通 | 450円 | 新居浜市手数料条例第2条 | 平成12年4月1日 |
| | | 除籍 | 1通 | 750 | 〃 | 〃 |
| | 記載事項証明 | 戸籍 | 1件 | 350 | 〃 | 〃 |
| | | 除籍 | 1件 | 450 | 〃 | 〃 |
| | 受理又は記載事項証明 | 1通 | 350 | 〃 | 〃 | |
| 住民票 | 写し(全部・一部) | 1通 | 300 | 〃 | 平成10年6月1日 | |
| | 閲覧 | 1件 | 300 | 〃 | 〃 | |
| | 諸証明 | 1件 | 300 | 〃 | 〃 | |
| 印鑑証明手数料 | | 1通 | 300 | 〃 | 〃 | |
| 印鑑登録証交付手数料 | | 1件 | 300 | 〃 | 平成17年4月1日 | |
| 船舶の航行に関する報告書の証明 | | 1通 | 2,600 | 〃 | 平成14年7月1日 | |
| 雇入契約のない船長の就退職等の証明 | | 1通 | 870 | 〃 | 〃 | |
| 船員手帳記載事項の証明 | | 1通 | 870 | 〃 | 〃 | |
| 船員手帳の交付又は書換え | | 1件 | 1,950 | 〃 | 平成16年4月1日 | |
| 船員手帳の訂正 | | 1件 | 430 | 〃 | 平成14年7月1日 | |
| 通知カードの再交付 | | 1枚 | 500 | 〃 | 平成27年10月5日 | |
| 個人番号カードの再交付 | | 1枚 | 800 | 〃 | 平成28年1月1日 | |
| 公的個人認証サービス手数料 | | 1件 | 200 | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号、同項第5号 | 平成28年1月1日 | |

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は第1火曜日、第2水曜日及び第4水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

6 住 居 表 示

(1) 住居表示実施状況

(30. 3. 31 現在)

| 年 度 | 町 名 (丁目) | 実施日 | 面 積 | 一町平均面積 | 町数 | 街区数 | 世帯数 | 人口 |
|-------|---|---------------|------------|---------|-----|-------|--------|--------|
| 第1年度 | 大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目 | S. 40. 5.1 | 1,750,000 | 159,000 | 11 | 93 | 2,545 | 4,871 |
| 第2年度 | 磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番) | 41. 5.1 | 7,086,000 | 506,000 | 14 | 186 | 4,248 | 8,556 |
| 第3年度 | 繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目 | 42. 5.1 | 3,021,000 | 251,000 | 12 | 115 | 2,545 | 4,961 |
| 第4年度 | 一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目 | 43. 5.1 | 3,067,000 | 170,000 | 18 | 205 | 6,517 | 13,942 |
| 第5年度 | 宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町 | 46. 5.1 | 2,664,000 | 190,000 | 14 | 180 | 5,494 | 11,342 |
| 第6年度 | 松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目 | 48.11.1 | 3,334,000 | 222,000 | 15 | 194 | 4,578 | 9,052 |
| 第7年度 | 喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町 | 49.10.1 | 3,777,000 | 188,000 | 20 | 254 | 4,792 | 10,312 |
| 第8年度 | 滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町 | 50.10.1 | 3,637,000 | 202,000 | 18 | 223 | 5,813 | 12,440 |
| 第9年度 | 東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町 | 52. 8.1 | 3,140,000 | 157,000 | 20 | 209 | 4,256 | 9,196 |
| 第10年度 | 宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目 | 55. 5.1 | 2,444,000 | 188,000 | 13 | 161 | 3,659 | 8,257 |
| 第11年度 | 楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目 | H. 18.10.1 | 5,310,000 | 331,000 | 16 | 193 | 2,302 | 4,574 |
| 計 | 171 町 | | 39,230,000 | 229,000 | 171 | 2,013 | 46,749 | 97,503 |

※ 平成30年3月31日現在の全市の住基人口 120,351人、世帯数 57,461世帯

(2) 町名変更実施状況

昭和59年7月1日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町
(平成30年3月31日現在の該当住基人口 3,820人、世帯数 1,809世帯)

7 国 民 年 金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(30.4.1 現在)

| 種 類 | 受 け る 要 件 | 年 金 額 |
|--------|---|---|
| 老齡基礎年金 | 10年以上の資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (また、60歳から64歳までの希望する年齢から、減額された年金を繰り上げて受けることもできる。) | $779,300円 \times \frac{\text{納保した月数} + \frac{\text{免除された月数}}{2}}{\text{加入可能年数} \times 12} \times \frac{\text{免除された月数}}{3} \times \frac{\text{免除された月数}}{4} + \frac{\text{免除された月数}}{6} \times \frac{\text{免除された月数}}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{1} \times \frac{\text{免除された月数}}{5} \times \frac{\text{免除された月数}}{6} + \frac{\text{免除された月数}}{1} \times \frac{\text{免除された月数}}{7} \times \frac{\text{免除された月数}}{8}$ |
| 障害基礎年金 | 初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。 | 1級 97万4,125円(月額8万1,177円) 2級 77万9,300円(月額6万4,941円) |
| 遺族基礎年金 | 保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齡基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある配偶者、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。 | 子のある配偶者、子の受ける基本額 77万9,300円 子の受ける加算 1人目・2人目 各22万4,300円 3人目以降 7万4,800円 |
| 寡婦年金 | 保険料納付済期間(免除期間含む。)が10年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。 | 夫が受けられたであろう 老齡基礎年金の $\frac{3}{4}$ |
| 死亡一時金 | 保険料を3年以上納めた人が、老齡・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。 | 保険料納付済期間 3年以上15年未満 12万円 15年以上20年未満 14.5万円 20年以上25年未満 17万円 25年以上30年未満 22万円 30年以上35年未満 27万円 35年以上 32万円 |

※老齡基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月分までは下段の係数を乗じる。

イ 保険料 (30.4.1 現在)

- ・定額保険料 1ヵ月 1万6,340円
- ・付加保険料 1ヵ月 400円

ウ 被保険者数

(30.3.31 現在・単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 第1号被保険者数 | 任 意 加 入 者 | 第3号被保険者数 | 計 |
|-----|-----|----------|-----------|----------|--------|
| 25 | | 13,063 | 308 | 9,263 | 22,634 |
| 26 | | 12,470 | 252 | 8,978 | 21,700 |
| 27 | | 11,994 | 217 | 8,832 | 21,043 |
| 28 | | 11,372 | 179 | 8,521 | 20,072 |
| 29 | | 10,974 | 157 | 8,284 | 19,415 |

エ 支給状況

(単位：件・円)

| 区分 年度 | 老 齢 年 金 | | 障 害 年 金 | | 母 子 年 金 | | 遺 児 年 金 | | 寡 婦 年 金 | |
|----------|---------------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------|-----|---------|-----------|
| | (老 齢 基 礎 年 金) | | (障 害 基 礎 年 金) | | 遺 族 基 礎 年 金 | | | | | |
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 25 | 32,028 | 20,220,333,800 | 2,127 | 1,846,074,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 9,403,800 |
| | 29,959 | 19,539,156,900 | 2,047 | 1,776,639,600 | 212 | 169,607,600 | 0 | 0 | | |
| 26 | 33,163 | 20,756,771,900 | 2,161 | 1,838,616,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 7,607,700 |
| | 31,352 | 20,165,770,100 | 2,088 | 1,776,599,000 | 248 | 190,795,700 | 0 | 0 | | |
| 27 | 34,014 | 21,629,296,389 | 2,205 | 1,891,725,150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 7,534,500 |
| | 32,443 | 21,113,456,689 | 2,133 | 1,830,097,950 | 228 | 173,398,400 | 0 | 0 | | |
| 28 | 34,674 | 22,166,318,583 | 2,234 | 1,917,491,550 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 6,510,433 |
| | 33,298 | 21,708,775,765 | 2,171 | 1,863,469,625 | 231 | 176,291,300 | 0 | 0 | | |
| 29 | 35,614 | 22,675,572,059 | 2,263 | 1,940,100,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 6,344,653 |
| | 34,411 | 22,270,438,500 | 2,209 | 1,893,732,350 | 235 | 180,419,975 | 0 | 0 | | |

(2) 福祉年金

ア 年金の種類

| 種 類 | 年金額 (平成30年4月現在) | 備 考 |
|-------------|-----------------|-------------------|
| 老 齢 福 祉 年 金 | 年額 399,300円 | 明治44年4月1日以前に生まれた人 |

イ 支給状況

| 区分 年度 | 老 齢 福 祉 年 金 | |
|----------|-------------|---------|
| | 件 数 (件) | 金 額 (円) |
| 25 | 2 | 402,216 |
| 26 | 0 | 0 |
| 27 | 0 | 0 |
| 28 | 0 | 0 |
| 29 | 0 | 0 |

8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画(いはま女性プラン21)を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、庁内に女性施策推進会議(女性団体代表者等で構成)を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にいはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行った。

平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

平成26年度には、男女共同参画に関する市民意識調査を実施した。

市民との協働により、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な施策の推進を図っている。

(1) 男女共同参画推進週間

毎年8月1日～7日を男女共同参画推進週間とし、市民の方々に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行っている。

- ・市役所ロビー展、図書館ロビー展の実施
- ・公民館における意識啓発のため各種事業の実施
- ・にいはま女性フォーラムの開催

(2) 男女共同参画社会づくり講演会

講師：平成25年度 香山 リカ

「女(ひと)と男(ひと)が支えあうまちづくり」

平成26年度 桂あやめ

「女と男、笑いでコミュニケーション」

平成27年度 白井 文

「～意志決定の場に女性を～ 男女共同参画と私たちの未来」

平成28年度 村木 厚子

「～いまなぜ女性活躍か～

誰もが活躍できる社会を目指して」

平成29年度 石蔵 文信

「こころとカラダの健康は

“男女共同参画”から」

(3) 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、男女共同参画計画の策定や見直しに反映させるため、5年毎に意識調査を実施。(平成16・21・26年度)

(4) 女性国内派遣

平成25年度 福岡市・北九州市 各1名

平成26年度 四日市市 1名

平成27年度 倉敷市 4名

平成28年度 東京都 2名

平成29年度 大分市 1名

9 女性総合センター (ウイメンズプラザ)

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点施設として平成2年開設。「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設としている。

平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

指定期間 平成26年4月1日～
平成31年3月31日(5年間)

所在地 庄内町四丁目4番19号

☎37-1700

敷地面積 5,756.85㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 2,088.12㎡

建設事業費 6億7,883万8,000円

竣工 平成2年3月15日

駐車場拡張工事費(平成6年度)

4億8,039万6,000円

建物構造 1階 第1講習室(59.40㎡)、相談室(2部屋・29.60㎡)、談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡)

2階 第2講習室（OA実習室）
（63.91㎡）、生活科学研修室
（71.50㎡）、研修室（視聴覚
室）・映写室（94.60㎡）、各種
団体連絡室（43.74㎡）、和室
（2部屋 86.13㎡）、展示コー
ナー（60.00㎡）、ボランティア
作業室（26.74㎡）

3階 軽運動室（118.35㎡）、多目
的ホール（353.40㎡）、放送
室・バルコニー等（266.72
㎡）

その他 駐車収容台数
自動車 145台
自転車等 70台

(1) 平成29年度主催事業概要

ア 再就職支援事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|---|------|
| Excel 2013 と Word 2013 コラボ編 | 86 |
| ゼロから始める Word 2013 | 180 |
| デジタル写真の活用法 | 199 |
| ゼロから始める Excel 2013 | 173 |
| もっと使いこなそう！Excel 2013 | 171 |
| 基礎から学ぶ Word & Excel | 199 |
| 技能評価試験対応 (3級ワープロ・3級エクセル・2級ワープロ・2級エクセル) | 722 |
| 技能評価試験 | 28 |
| 医療事務管理士資格講座 | 145 |
| 医療事務管理士資格講座(試験) | 6 |

イ 社会参加促進事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|----------------------------|------|
| 英会話基礎講座 ～旅行に役立つとっさの英会話～ | 289 |
| ボールペン習字講座 | 78 |
| 忙しい時の！おたすけ料理教室 | 95 |
| 人の心に寄り添う傾聴ってなあに？ (出前講座) | 18 |

ウ 生活・教養事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|----------------------------------|------|
| ここが知りたい！パソコン入門 | 94 |
| なんでも作れるワード入門！ Word基礎固め | 57 |
| 美しいペン習字講座 | 87 |
| みんな大好き！焼きたてパン作り講座 ～初級～ | 50 |
| 大人女子力アップ講座 | 25 |
| ポーセラーツ講座 | 18 |
| エコクラフト講座 ～お出かけバッグを作ろう～ | 40 |
| なぜ部屋はちらかるのか？ ～整理収納の基本を学びましょう～ | 18 |
| 認知症サポーター養成講座 (出前講座) | 12 |

エ 子育て支援事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|---------------------------|------|
| 親子でいっしょに体操講座 | 188 |
| 父子でうどん作り講座 | 10 |
| 野菜ソムリエ料理教室 | 14 |
| 読み聞かせボランティア養成講座 (出前講座) | 15 |

オ 健康増進事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|------------------|-------|
| リズム体操講座 | 3,102 |
| 生きいきダンス講座 | 1,261 |
| はつらつ健康体操 | 2,167 |
| ヨガ講座 1・2 | 2,271 |
| ホップ・ステップ・ダンシング講座 | 89 |

(2) 使用料

次の表により算定した額に100分の105を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）（単位：円）

| 区 分 | 9時から 12時まで | 13時から 17時まで | 17時から 22時まで | 9時から 22時まで | 備 考 | |
|-------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|-------|----------------------------|
| 第1講習室 | 400 | 500 | 600 | 1,500 | | |
| 第2A 講実 習室 | 個人使用 | 200 | 300 | 400 | 900 | |
| | 団体使用 (6人以上) | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 4,500 | |
| 料理実習室 | 600 | 800 | 1,000 | 2,400 | | |
| 軽 運 動 室 | 個人使用 | 100 | 100 | 100 | 300 | 冷房使用 5割増 暖房使用 3割増 |
| | 団体使用 (11人以上) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 | |
| 多目的ホール | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 9,000 | | |
| 生活科学研修室 (テスト室) | 400 | 500 | 600 | 1,500 | | |
| 研 修 室 (視聴覚室) | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 4,500 | | |
| 和室(茶室付) (1号) | 400 | 500 | 800 | 1,700 | | |
| 和 室 (2号) | 400 | 500 | 800 | 1,700 | | |

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可を受けた使用料の1時間当たりの額(10円未満は切り捨て)に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況

(単位：人)

| 年 度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 57,723 | 60,219 | 59,202 | 53,349 | 52,346 |

(平成29年度)

| 区 分 別 利 用 者 | |
|-----------------|----------|
| 勤 労 女 性 | 16,210 人 |
| 家 庭 女 性 | 26,889 人 |
| その他（男性・子供） | 9,247 人 |
| 分 類 不 明 | 0 人 |
| 年 齢 階 層 別 利 用 者 | |
| 30 歳 未 満 | 4,200 人 |
| 30 ～ 39 歳 | 4,106 人 |
| 40 ～ 49 歳 | 7,220 人 |
| 50 歳 以 上 | 36,820 人 |
| 分 類 不 明 | 0 人 |

10 人権・同和教育

市民が人権尊重のまちづくりの担い手であることを自ら認識できるように、家庭、学校、地域等のあらゆる場において連携・協働しながら人権に関する施策をより一層総合的に推進することにより、人権の世紀にふさわしい社会を築いていく。

めざす社会は「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」である。

(1) 人権教育・啓発の推進

ア 人権教育指導者・推進者の養成

同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための確かな力量を培うとともに、地域の人権教育指導者となる人材の育成を図っている。

イ お茶の間人権教育懇談会の拡充・深化

昭和53年から実施している少人数での学習会に意欲的に取り組み、「くらしに生きる人権教育」の拡充・深化に努めている。

ウ 各種研修会・講座の実施

主に組織や企業等の採用者研修や社員研修等の機会を利用して、人権教育講座やセミナーを開催している。

エ 「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」による啓発の推進

自らが差別の解消に向けて行動しようと市民、教職員、行政職員らが参画して、平成8年から「差別をなくする市民のつどい～ハートFULL新居浜～」を開催して、市民の手作りによる人権啓発劇を上演してきた。

平成27年度からは「人権フェスティバル」との合同開催となり、名称も「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」と変更して、市民の手作りによる人権啓発イベントと人権講演会を同時に実施している。

平成29年度の実施内容

第1部 「歌うの大好き!!」

角野小学校合唱クラブ、泉川中学校音楽部による合唱

第2部 人権講演会『おんな城主「井伊直虎」に見る戦国の女性の人権』

講師 小和田哲男（静岡大学名誉教授）

オ 「人権のつどい日」の開催

誰でも気軽に参加できる人権学習の場を設けるため、毎月11日に瀬戸会館を会場として、様々な人権課題を取り上げた講演会や学習会を開催している。

(2) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の活動援助

部落差別をはじめとする様々な人権問題の一日も早い解決のため、就学前、小学校、中学校、高等学校、社会教育、組織・企業、行政の7つの専門部会を持つ愛媛県人権教育協議会新居浜支部の活動を支援している。

(3) 啓発資料の充実と活用

小学校、中学校、高等学校等が主体となって「人権・同和教育指導方針」、「新居浜市小・中学校人権・同和教育研究大会資料」「人権・同和教育実践資料集」「新居浜市内県立学校人権・同和教育研究大会資料」「人権作文集」等の資料を作成した。

また、お茶の間人権教育懇談会や人権教育講座・セミナー等の場において、参加者が正しい理解と認識を深めてもらえるように人権啓発DVDや啓発資料等を活用した啓発を行い、「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」や「人権のつどい日」等においても、配布用の啓発用資料等の作成を行った。

(4) 人権教育推進機関等との連携強化

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等が実施主体となり、各種研究大会や講演会等の開催、さらに校区别人権・同和教育懇談会等への、事業援助及び支援を行った。また各種研修会や研究大会等については、講師・指導者の派遣や参加者の支援を行っている。

(5) 身元調査お断り運動の推進

身元調査によって引き起こされる不当な差別を防ぎ、その不合理と差別の醜さを市民に訴えるため「しない・させない・協力しない」をスローガンとした取組みを推進している。平成16年に「身元調査お断りステッカー」を制作して、これまでに5万枚余りを配布した。

(6) 差別落書き根絶に向けた取組み

重大な人権侵害である差別落書きは「しない・さ

11 防 災 対 策

せない・許さない」をスローガンとして、差別落書きがいかにかに人の尊厳を傷つけているかを理解してもらい、落書き発見時にはすみやかな対処ができるよう、啓発をすすめている。

(7) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針の運用

市民一人ひとりのかけがえない命と人権が尊重され、安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指して、平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。

この条例に基づく施策を効果的に推進するため、平成21年3月に「新居浜市人権施策基本方針」を策定して、平成26年3月には、これまでの取組みを継承・発展させるとともに新たな課題にも対応するための見直しを行っている。

(8) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等参加状況

| 区 分 | 年 度 | | 27 | | 28 | | 29 | |
|-------------------------|---------|----------|----------|------------|----------|------------|----|--|
| | 開催回数 | 参加人員 | 開催回数 | 参加人員 | 開催回数 | 参加人員 | | |
| お茶の間人権教育懇談会 | 回 82 | 人 717 | 回 121 | 人 1,344 | 回 111 | 人 1,127 | | |
| 学級・講座研修会 | 141 | 9,561 | 170 | 11,159 | 191 | 13,172 | | |
| 各種研究大会 | 9 | 879 | 9 | 819 | 9 | 812 | | |
| 校区別人権・同和教育懇談会(基礎研修) | 27 | 1,579 | 27 | 2,312 | 27 | 1,943 | | |
| 校区別人権・同和教育懇談会(学級・学年別研修) | 28 | 5,122 | 28 | 4,618 | 28 | 5,187 | | |
| 校区別人権・同和教育懇談会(地区別懇談会) | 89 | 2,492 | 90 | 2,220 | 83 | 2,412 | | |
| ふれ愛フェスタ(ハートFULL新居浜) | 1 | 550 | 1 | 150 | 1 | 300 | | |
| 計 | 377 | 20,900 | 446 | 22,622 | 450 | 24,953 | | |

本市では、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災を教訓に、地震・津波対策を充実させ、災害の防止と被害の軽減を図り、市民の尊い生命と財産を守るため、次のような防災対策を実施し、安全なまちづくりを目指す。

(1) 防災計画の策定

災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画の修正及び県が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、「減災」の考え方を新たな防災の基本方針として、平成27年度に地域防災計画の見直しを行った。

(2) 防災無線の設置

災害時の情報を迅速かつ的確に把握するため、平成8年度から移動系防災行政無線の運用を開始した。

また、平成23年4月より別子山・新居浜地域が一体となった同報系デジタル防災行政無線の運用を開始し、J-ALERT(全国瞬時警報システム)との接続を行うとともに、より迅速に市民に緊急情報を伝達するため、平成24年度に自治会の既設広報塔と接続し、可聴範囲の拡大を図った。

さらには、平成29年度に総務省実証事業により無線回線の高度化及び情報伝達手段の多様化を図るため防災行政無線と連動できるコミュニティFMラジオ局を平成30年4月に開局し、あわせて緊急放送時に自動起動する防災ラジオの市民への普及をすすめている。その他実証事業をきっかけに河川・潮位監視カメラ等の改良及び増設をすすめ、監視体制の強化を図っている。

(3) 防災用品の備蓄

日用品、毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、発電機及びおむつなど、応急的援護物資を備蓄している。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講習会の開催、防災マップの配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となり、各校区連合自治会を主体とした大規模災害発生時に役立つ地域密着型の防災訓練を実施する。

13 交通安全対策

(1) 概要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、第9次新居浜市交通安全計画に基づき、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚

- ・春秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動を実施
- ・老人クラブ・婦人会・公民館等との連携、協力を得ながら、各団体の実情に応じたDVD映像、チラシ等による交通安全講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、歩行及び自転車等の実技指導、DVD映像等の視覚でとらえた教育の実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実
母の会会員数 10,931人 (30.4.1現在)
- ・幼児交通安全クラブ(こじかクラブ)の母と子の安全教育を実施
クラブ数 34 会員数 6,897人 (30.4.1現在)
- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・自転車安全利用の日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員
小・中学校児童生徒を通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員 52人 (30.4.1現在)

(2) 交通事故の状況(新居浜署管内)

| 区分 \ 年 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数(件) | 651 | 498 | 406 | 335 | 406 |
| 死者(人) | 6 | 5 | 5 | 9 | 4 |
| 傷者(人) | 756 | 609 | 460 | 383 | 474 |

(6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもっていただけるよう標高表示板の設置を行っている。

(7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

(自主防災組織数) 167自治会 307単位自治会

(30.4.1現在)

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、平成18年度に作成した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安全・安心のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・45団体で構成
- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

(3) 時間別、二輪車、女性の事故（新居浜署管内）

| 区 分 | 平成 27 年 | | | 平成 28 年 | | | 平成 29 年 | | | |
|-------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|----|
| | 件数 (件) | 死者 (人) | 傷者 (人) | 件数 (件) | 死者 (人) | 傷者 (人) | 件数 (件) | 死者 (人) | 傷者 (人) | |
| 時 間 別 | 0 ~ 2 | 4 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| | 2 ~ 4 | 4 | 0 | 4 | 4 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 |
| | 4 ~ 6 | 3 | 0 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| | 6 ~ 8 | 43 | 2 | 43 | 44 | 1 | 46 | 37 | 0 | 41 |
| | 8 ~ 10 | 55 | 1 | 57 | 40 | 0 | 42 | 70 | 0 | 75 |
| | 10 ~ 12 | 46 | 0 | 52 | 43 | 2 | 50 | 57 | 0 | 71 |
| | 12 ~ 14 | 51 | 0 | 63 | 28 | 0 | 33 | 45 | 0 | 56 |
| | 14 ~ 16 | 48 | 0 | 59 | 34 | 1 | 39 | 46 | 0 | 56 |
| | 16 ~ 18 | 65 | 0 | 75 | 69 | 1 | 85 | 70 | 1 | 81 |
| | 18 ~ 20 | 56 | 1 | 58 | 49 | 2 | 58 | 48 | 0 | 55 |
| | 20 ~ 22 | 22 | 0 | 30 | 10 | 1 | 9 | 15 | 1 | 19 |
| | 22 ~ 24 | 9 | 1 | 12 | 10 | 0 | 14 | 14 | 1 | 17 |
| 合 計 | 406 | 5 | 460 | 335 | 9 | 383 | 406 | 4 | 474 | |
| 二 輪 車 | 自 動 二 輪 | 30 | 0 | 23 | 23 | 0 | 21 | 34 | 0 | 33 |
| | 原 付 | 67 | 0 | 58 | 58 | 2 | 52 | 69 | 0 | 67 |
| | 自 転 車 | 67 | 2 | 66 | 62 | 3 | 61 | 70 | 0 | 62 |
| 女 性 の 事 故 | 340 | 3 | 220 | 284 | 7 | 185 | 357 | 2 | 250 | |

(4) 地区別交通事故（高速道路を除く）

| 地 区 別 | 校 区 別 | 平成 29 年 | | | | |
|-------|-------|---------|---------|---|---------|-----|
| | | 件 数 (件) | 死 者 (人) | | 傷 者 (人) | |
| 川 西 | 新 居 浜 | 20 | 175 | 3 | 0 | 195 |
| | 金 子 | 41 | | | | |
| | 宮 西 | 24 | | | | |
| | 若 宮 | 24 | | | | |
| | 金 栄 | 43 | | | | |
| | 惣 開 | 23 | | | | |
| 川 東 | 浮 島 | 1 | 75 | 0 | 0 | 92 |
| | 高 津 | 34 | | | | |
| | 神 郷 | 27 | | | | |
| | 垣 生 | 1 | | | | |
| | 多 喜 浜 | 12 | | | | |
| | 大 島 | 0 | | | | |
| 上 部 | 中 萩 | 51 | 157 | 1 | 0 | 188 |
| | 泉 川 | 62 | | | | |
| | 角 野 | 14 | | | | |
| | 船 木 | 23 | | | | |
| | 大 生 院 | 6 | | | | |
| | 別 子 山 | 1 | | | | |
| 合 計 | | 407 | | 4 | | 475 |